

事務連絡  
令和元年11月21日

各所属管理職員及び  
公務（通勤）災害事務御担当者様

福利厚生課退職手当・公災担当

公務（通勤）上の負傷に係る医療機関等の受診等について（通知）

日頃は、福利厚生事務の円滑な執行に御協力をいただきありがとうございます。

地方公務員災害補償基金徳島支部から被災教職員の医療機関等の受診に関して(1)のとおり指導がありました。あわせて、(2)、(3)及び別紙についても御確認いただき、公務災害の発生防止に努めるとともに、所属教職員が被災し、公務（通勤）災害に認定された場合には、迅速かつ公正な補償を受けられるよう、御配意願います。

不明な点がありましたら、福利厚生課までお問い合わせください。

よろしく願いいたします。

(1) 療養中に自己の判断で転院しないでください。

①病院を転院する場合は、医師の指示又は紹介状が必要です。

②柔道整復師の施術を受ける場合は、打撲等一部の施術を除き、「書面による医師の同意」が必要です。（別紙参照）

③はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術を受け、療養費を請求する場合は、「医師の同意書」の添付が必要です。

※②については、口頭により医師の同意を得たと被災職員が判断し、リハビリ等のため施術を受けた場合であっても、療養費請求審査の際に「医師の同意」が確認できないケースが頻発しています。（自己負担が発生します。）

(2) 転落事故及び学校行事関連事故が多発しています。

※何らかの台に上がって作業する際は、必ず、足元が安定する場所・状態で、複数名で対応する等、職場全体で作業方法等の見直しをお願いいたします。

特に、ロッカーからの転落は想定外の重傷に繋がります！（複数箇所骨折等）

(3) 公務（通勤）災害として認定請求する場合は、できる限り当日中に、医療機関で必要な治療を受けてください。

※様子を見ている間に悪化しているケース、時間経過により公務と災害との因果関係が証明困難になっているケースは、診断や審査に支障が生じます。

福利厚生課 退職手当・公災担当  
電話 088-621-3175/3177